

小山工業高等専門学校寮生会規約

制 定 昭和51年9月1日

最終改正 令和5年1月11日

(総則)

第1条 本会は、寮生心得（昭和49年4月11日制定、以下「寮生心得」という。）「12. 寮生会組織」に基づくもので、小山工業高等専門学校寮生会と称する。

第2条 本会は寮生心得に則り、共同生活を自律的に営み、寮生相互の連絡を密接かつ円滑にすることを目的とする。

第3条 本会は、本校寮生全員をもって構成する。

第4条 会員は、学年を問わず会員として平等の権利を持つとともに、その責任と義務を負わなければならない。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 寮 長 1名
- 二 副 寮 長 各棟1名
- 三 企画委員長 1名
- 四 記録委員長 1名
- 五 会計委員長 1名
- 六 食事委員長 1名
- 七 交通委員長 1名
- 八 生活美化委員長 1名
- 九 フロア長 各フロア1名
- 十 学年代表委員 (1年・2年・3年・4年・5年) 各1名
- 十一 その他、寮長は必要に応じて、専門委員を任命することができる。

第6条 役員を選出及び任期は、次のとおりとする。

- 一 寮長は、全寮生の選挙によって選出される。
- 二 第5条第2号から第11号までの役員は、寮長が選出し、総会の承認を受けるものとする。
- 三 役員任期は、6か月とする。ただし、再任は妨げない。
- 四 欠員補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 寮長は、本会を代表し、会務を執行する。
- 二 副寮長は、寮長を補佐し、寮長に事故のあるときは、これに代わる。
- 三 企画委員長は、本会の行事の企画運営に当たる。
- 四 記録委員長は、本会の撮影記録及び卒業アルバムの作成に当たる。
- 五 会計委員長は、本会の決算・予算案の作成と会費の会計に当たる。
- 六 食事委員長は、食事について給食業者との情報交換に当たる。
- 七 交通委員長は、寮生のオートバイ・自転車の管理に当たる。

八 生活美化委員長は、寮の衛生管理と寮内の美化に当たる。

(機関)

第8条 本会に次の機関を置く。

- 一 総会
- 二 役員会

第9条 総会は、本会の最高議決機関であり、全寮生によって構成される。

2 総会は、寮長が必要と認めた場合及び構成員の過半数が必要と認めた場合に開かれ、全寮生の3分の2以上の出席により成立する。

3 総会は、出席者の過半数以上の賛成をもって議決とする。

第10条 役員会は、役員の任務遂行を目的とする。

2 役員会は、寮長が必要と認めた場合及び全役員員の過半数が必要と認めた場合に開かれる。

(会計)

第11条 本会の運営に要する資金は、会員の会費及びその他をもって充てる。

第12条 本会の予算決算は総会において承認を得る。

(寮長の選挙)

第13条 寮長の選挙に関する一切の事務は、選挙管理委員会が、これに当たる。

第14条 選挙管理委員会は、必要に応じて2名の寮生を委員として構成し、総会において承認される。

第15条 選挙管理委員長は、委員の互選による。

第16条 選挙管理委員会は、次のことを行う。

- 一 選挙日の告示
- 二 立候補者の取り扱い
- 三 立候補者の周知徹底
- 四 立会演説の日取り及び方法の決定
- 五 投票方法の決定
- 六 開票事務及び結果の報告

第17条 寮長は、立候補制とし、立候補しようとする者は選挙日の7日前までに、2名以上の推薦者が署名した所定の届け出を選挙管理委員会に提出するものとする。

第18条 選挙日の4日前までに立候補者がいない場合は、役員会が推薦した者に対して信任投票を行う。なお、信任投票の方法は、選挙管理委員会が決める。

第19条 立候補者は、届け出と同時に選挙活動を行うことができる。

第20条 選挙日程は、選挙管理委員会が決定する。ただし、選挙日の告示は、原則として投票日の14日前までに行うものとする。

第21条 不在投票及び委任投票は認めない。

第22条 得票の最多数をもって当選とする。ただし、投票数が投票総数の過半数に満たない場合は、最高得票者と次点者の2名で決選投票を行う。

第23条 開票は投票日に選挙管理委員会が行う。

2 開票は、公開の場で行う。

第 24 条 選挙の結果は、選挙管理委員会が公表するものとする。

第 25 条 選挙管理委員会は、立候補者の応援はできない。また、すべてに対して厳正中立でなければならない。

第 26 条 選挙管理委員長は、選挙の結果を寮務主事を経て校長に報告する。

第 27 条 その他、選挙の実施に関する必要事項については、選挙管理委員会が寮務主事の指導助言を得て定める。

(寮長のリコール)

第 28 条 寮長のリコールに関する一切の事務は、選挙管理委員会が、これに当たる。

第 29 条 リコールを申請する者は、寮生総数の 2 分の 1 以上の署名を添え、賛同者 2 名を指定し選挙管理委員会に申請する。

第 30 条 選挙管理委員会は、申請理由が妥当と判断した場合リコール申請を受理し、受理から 1 週間後に寮生総会を開催しなければならない。

第 31 条 リコール運動は、申請が受理された日から申請者と賛同者 2 名が、指定された場所でのみ実施できる。

第 32 条 リコール運動中に運動の不正があった場合には、リコール申請を無効とする。

第 33 条 寮長のリコール成立は、総会において全寮生（停寮生を含む）の 3 分の 2 以上の得票を持って成立とし、即時新たな寮長の選挙告示を行う。

第 34 条 現役員会は、新たな寮長が選任された時点で解散とする。

(規約の改正)

第 35 条 この規約は、寮生の発議により総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成がある場合に改正することができる。

附則

この規約は、昭和 43 年 5 月 9 日から施行する。

附則

この規約は、昭和 51 年 9 月 1 日より施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規約は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。